

**単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの付け替え
申請書類一覧**

申請書類確認表	確認欄
・合併処理浄化槽設置補助金交付申請書(※右上の日付は未記入で提出) (※着工予定年月日は申請日の2週間後以降(祝日・年末年始は含めない)を記入)(※完了予定年月日は2月末日以前の日付を記入)	
・浄化槽設置届出書の写し (※ <u>島田市</u> と <u>中部健康福祉センター</u> の受付印のあるもの(※補助金申請時に受付印の日付から <u>10日以上経過</u> している必要あり))	
・既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き適用願 (※ <u>設置届の際に添付した場合のみ提出</u>)	
・見積書 (※くみ取り便槽及び単独浄化槽からの付替えの場合で、 <u>宅内配管工事費</u> 、 <u>くみ取り便槽及び単独処理浄化槽撤去費</u> の請求をする場合はそれぞれの詳細な <u>内訳</u> がわかるように記載)	
・浄化槽登録証の写し(※ <u>有効期間</u> が切れていないもの)	
・登録浄化槽管理表(C票)	
・保証登録証(※ <u>証明印</u> 、 <u>確認者印</u> があるもの)	
・案内図	
・平面図(※住宅の <u>延床面積</u> がわかるように <u>住宅の寸法と計算方法</u> を記載すること)	
・配置図 (※宅内配管の <u>経路と延長(m)</u> と種類、 <u>樹の位置、種類</u> を必ず記載すること。その際、 <u>見積書と延長(m)</u> と種類、 <u>樹の数と種類</u> が一致すること。 <u>既存単独処理浄化槽</u> または <u>既存くみ取り便槽</u> の位置を記載すること。 <u>放流先の記載</u> をすること。)	
・認定書写し(国交省)	
・型式適合認定書写し	
・型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し	
・浄化槽設備士免状の写し	
・合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了証の写し (※昭和62年以前に浄化槽設備士の資格を取得した者のみ提出)	
・債権者登録書兼口座振替依頼書(<u>通帳のコピー等と相違がないか確認</u>)(申請者の口座を記載)(押印必須)	
・通帳のコピー等(<u>金融機関名、支店名、カナ氏名、預金種別、口座番号の全てがわかるもの</u>)	
・放流先チェックリスト(※占用を行う場合は許可書のコピーを追加で提出)	
・単独処理浄化槽・くみ取り便槽であることがわかる書類 (※ <u>浄化槽清掃記録・保守点検記録、くみ取り記録等、「単独処理浄化槽」「くみ取り便槽」のいずれかの記載があるもの</u>)	
・既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽外観写真	
・既存単独処理浄化槽・くみ取り便槽を撤去しない理由 (※ <u>全撤去しない場合のみ提出</u>)	

↓**現住所が島田市内の戸建て住宅の賃貸家の方の提出物**

・「賃貸借契約書の写し」 (申請者と貸主が賃貸借契約を結んでいるもの、申請者と貸主の名前・住所の記載があるもの) + ・「貸主の承諾書」 (貸主の名前住所、借主(申請者)の名前住所、借りている住宅(浄化槽設置場所)の住所の記載があるもの)	
---	--

↓**岸町地域内において生活排水路に排水する場合**

・岸町家庭雑排水等放流規制の承諾書の写し	
----------------------	--